

文化庁連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 文化庁連携プラットフォーム（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、文化庁京都移転の意義の実現に向けて、文化庁との連携による新たな文化政策の展開や、世界に向けた日本文化の発信等を行政、経済界、文化団体等が一体となって展開し、日本文化の国際的な価値を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化庁と連携した文化施策の推進に関する事
- (2) 文化の魅力を活かした事業の展開に関する事
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(構成)

第5条 本会は、第2条の目的に賛同する機関、団体及び企業等（以下「構成団体」という。）で構成し、別表に記載の団体等を運営団体として、運営団体に次の役員を置く。

- (1) 代表
 - (2) 監事
- 2 代表は3名以内の共同代表とし、京都府、京都市、京都商工会議所を充てるものとする。
 - 3 監事は、運営団体の中から代表が指名する。
 - 4 本会にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、本会の活動に必要な意見等を述べるることができる。
 - 5 本条第1項の各運営団体を構成する企業等、府内市町村、第2条の目的に賛同する機関・団体・企業等は、本会の構成団体となることができる。
 - 6 次の事項のいずれかに該当するときは、構成団体となることができない。
 - (1) 本規約の内容に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 解散若しくは営業を停止し又は活動実績がないと認められたとき
 - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、総括する

(2) 監事は本会の会計を監査する

(総会)

第7条 本会の運営団体をもって組織する総会をおく。総会は、代表が必要と認めた場合に開催するものとし、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関する事
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事
- (3) 規約の制定・改廃に関する事
- (4) その他重要事項に関する事

2 総会は、運営団体の過半数の出席又は委任をもって成立することとする。

3 議事は、出席団体の過半数で決することとする。

4 総会の議長は、代表がつとめるものとする。

5 総会の議事については、議事録を作成する。

(代表の専決処分)

第8条 代表は、総会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを共同代表の合議により専決処分することができる。

2 代表は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第9条 本会の円滑な運営を行うため、総会の下に実務担当者による幹事会を置き、代表が必要と認めた場合に本会の運営に必要な次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業の企画・立案に関する事
- (2) その他必要と認める事

2 幹事会は、別に定める者を幹事として、これらをもって構成する。

3 幹事会には、幹事長を置く。

4 幹事長は、代表所属団体の幹事を充て、持ち回りとする。

5 幹事会の運用に関し、必要な事項は、代表が別に定める。

(部会等)

第10条 本会の目的を達成するために、部会等を置くことができる。

2 第5条に規定する構成団体は、部会等に参画し、事業の検討・実施等を行うことができる。

(事務局)

第11条 本会の事務は、代表所属団体に事務局を置いて共同で処理する。

2 事務局に関し必要な事項は代表が別に定める。

(会計及び監査)

第12条 本会の運営に要する経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計は、代表所属団体の幹事に置く。
- 3 本会の会計年度は、第4条の事業年度の期間とする。
- 4 会計監査に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会において別途協議するものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和5年6月9日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第4条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 本会は、文化庁京都移転準備実行委員会が保有していた各種財産の権利を引き継ぎ、本会の運営に充てることのできるものとする。

別表（第5条関係）

【運営団体】

(50音順)

団 体 名	
	一般社団法人 京都経営者協会
	一般社団法人 京都経済同友会
	公益社団法人 京都工業会
○	京都市
	公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団
	公益社団法人 京都市観光協会
	公益財団法人 京都市芸術文化協会
○	京都商工会議所
	株式会社 京都新聞社
○	京都府
	公益社団法人 京都府観光連盟
	京都府市長会
	京都府神社庁
	京都府中小企業団体中央会
	京都府町村会
	一般財団法人 京都仏教会
	公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
	公益財団法人 京都文化財団
	公益財団法人 大学コンソーシアム京都

○：共同代表

【オブザーバー】

文化庁